

生ごみ堆肥化活動支援モデル事業助成金について

1. 目的

地域（町会等）や市民団体が、電動生ごみ処理機を設置し、生ごみの減量化、堆肥化の取り組みを行うことに対し、処理機の購入費や附帯設備の設置費用及び維持管理費等の経費も併せて助成し、生ごみの減量化及び堆肥化をモデル的に支援することで、自然にやさしい処理を進めることを目的とします。

2. 助成対象活動

地域の一般家庭から発生する生ごみについて、処理機を使用して減量化及び堆肥化に取り組み、処理後の堆肥を地域等で有効活用する一連の活動とする

3. 助成対象団体

- ・ 町会、マンション管理組合、市民団体
- ・ 処理機を購入して、生ごみを適正に処理できること
- ・ 処理機を設置する土地を用意できること
- ・ 団体等で20世帯以上の参加世帯から処理機を利用する旨の確認をしていること
- ・ 処理機の設置を市内業者が行うこと
- ・ 処理後の堆肥を地域で活用できること
- ・ 生ごみ処理機の使用を5年以上継続すること
- ・ 営利を目的としないこと
- ・ 暴力団でないこと

4. 助成対象者の決定

助成団体の選定に当たっては、公募を行い、総合的に評価し決定する

<審査事項>

- ・ 事業計画（堆肥の活用方法等）、位置図、配置図
- ・ 事業費、処理機の仕様書
- ・ 地域でのごみ減量化の取り組み状況（資源回収の状況や生ごみ堆肥化やごみ減量化の取り組み状況）

5. 助成対象経費

- （1）設置費・・・処理機・保管庫の購入費及び設置に係る工事費等
- （2）維持管理費・・・生ごみ処理に伴う光熱水費・燃料費、処理機保守費用、土地・建物賃借料（なお、維持管理費の助成については2年度を限度とする）

6. 助成の流れ

(1) 設置費助成

設置費の全額を予算の範囲内で助成

- ① 交付申請（添付書類：事業計画書、位置図及び配置図、見積書、仕様書、団体等におけるごみ減量化の取り組み状況が分かる資料）
- ② 審査委員会
- ③ 交付決定
- ④ 設置完了報告（添付書類：領収書又は契約書の写し、処理機の保証書の写し、設置前後の写真）
- ⑤ 助成金確定
- ⑥ 交付請求
- ⑦ 交付

(2) 維持管理費助成

維持管理費の全額を助成（上限75万円、2年度を限度とする）

- ① 交付申請（添付書類：維持管理計画書）
- ② 交付決定
- ③ 実績報告（領収書の写し、処理機の稼働状況のわかるもの）
- ④ 交付請求
- ⑤ 交付

問い合わせ先

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所 環境部 廃棄物対策課 リサイクル推進係

電話 0126-23-4111 内線 213、259 FAX 0126-23-9977